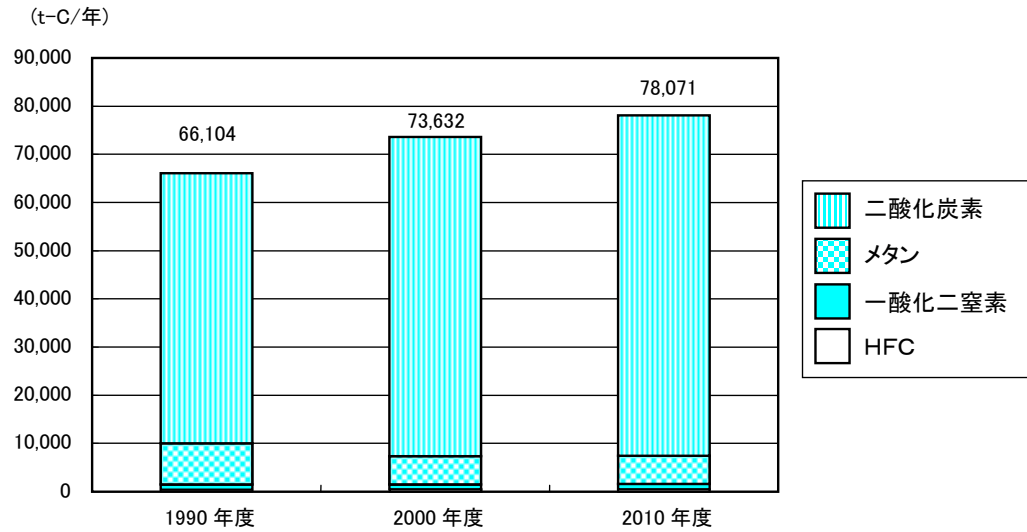
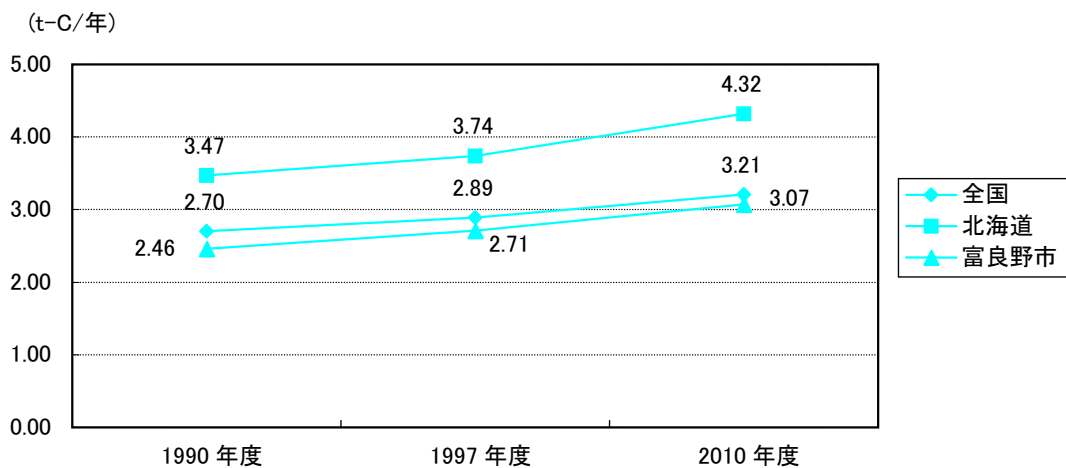


(2) 将来予測の概要

今後、新たな温暖化対策を行わない場合の「対策なしケース」として、将来の温室効果ガスの排出量を予測した結果、2010年度の総排出量は約78,071トンとなり、基準年の1990年度と比較して18.1%増加すると予測されます。



温室効果ガス排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)



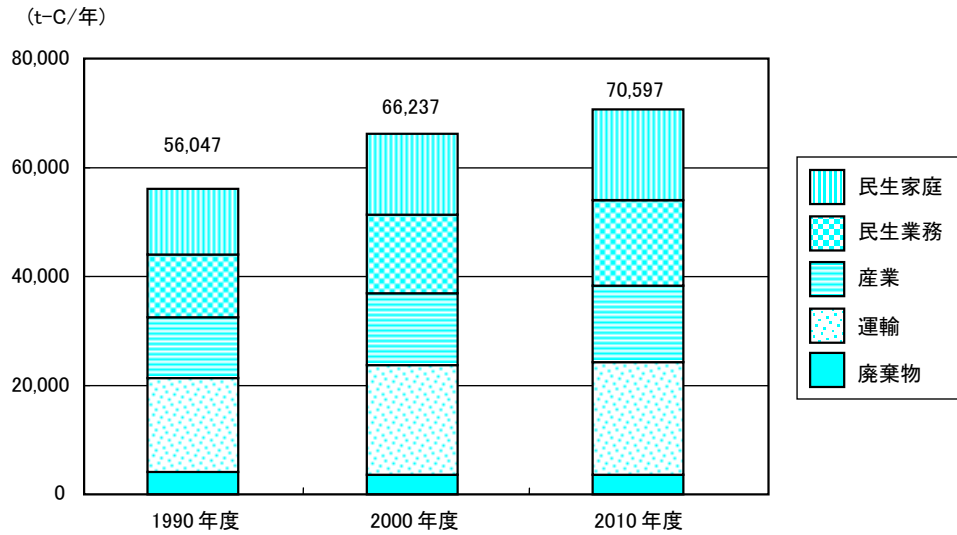
温室効果ガス1人あたり排出量の比較(対策なしケース)

(3) 温室効果ガス別・部門別の将来予測

①二酸化炭素

富良野市における二酸化炭素排出量は今後も増加すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より26.0%増加の約70,597トンと予測されます。

市民1人当たりの二酸化炭素排出量は約2.78トンとなり、1990年度から2010年度にかけて33.0%増加すると予測されます。

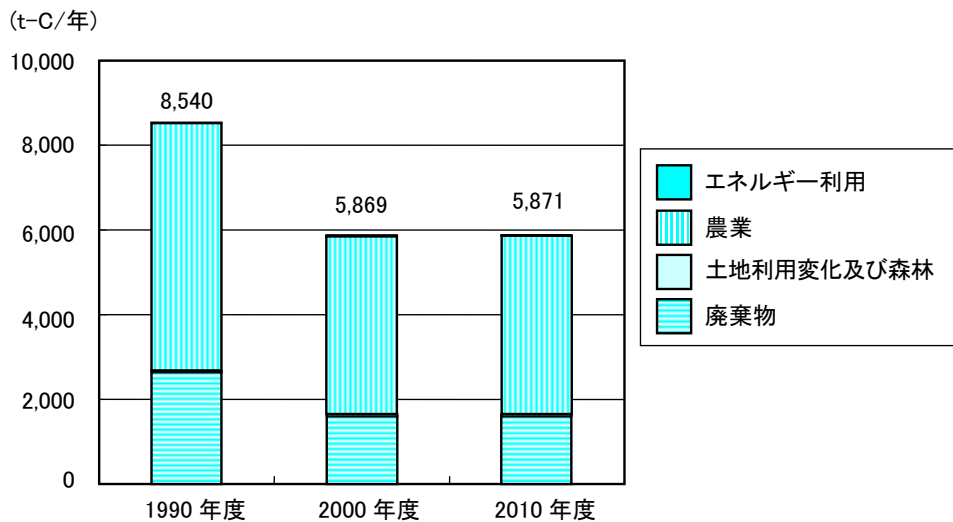


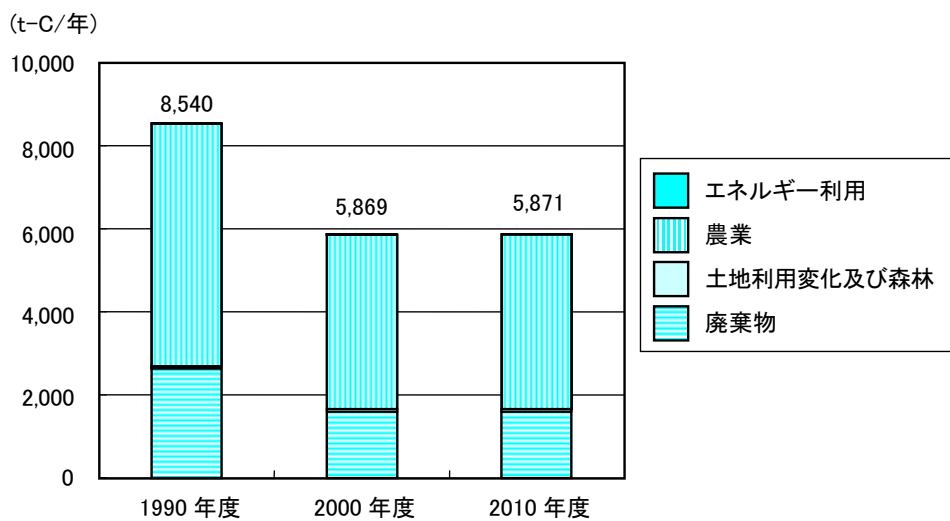
二酸化炭素排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

②メタン

富良野市におけるメタン排出量は今後ほぼ横這いで推移すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より31.2%減少の約5,871トンと予測されます。

市民1人当たりのメタン排出量は約230.9kgとなり、1990年度から2010年度にかけて27.3%減少すると予測されます。



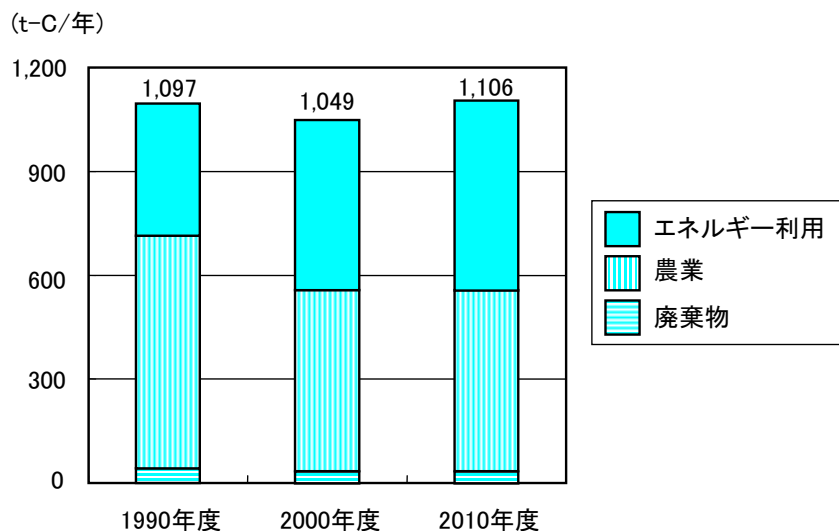


メタン排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

③一酸化二窒素

富良野市における一酸化二窒素排出量は今後ほぼ横這いで推移すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より0.9%増加の約1,106トンと予測されます。

市民1人当たりの一酸化二窒素排出量は約43.5kgとなり、1990年度から2010年度にかけて6.6%増加すると予測されます。

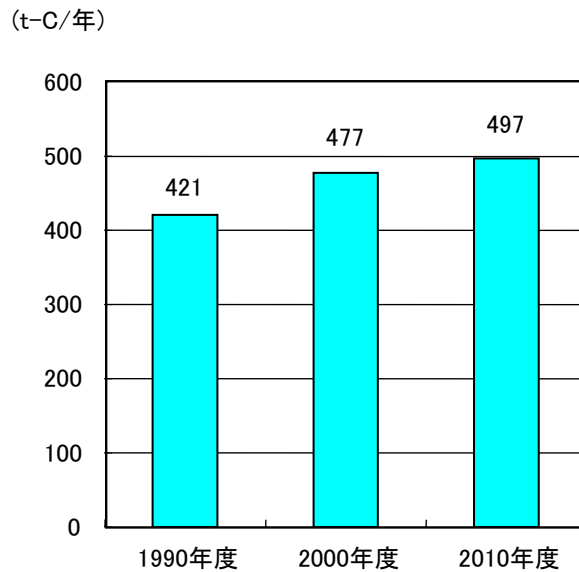


一酸化二窒素排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

④ハイドロフルオロカーボン（HFC）

富良野市におけるハイドロフルオロカーボン排出量は今後も増加すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より18.1%増加の約497トンと予測されます。この本市における主な排出源は自動車で、工場・事業所からの排出は想定されていません。

市民1人当たりのハイドロフルオロカーボン排出量は約19.5kgとなり、1990年度から2010年度にかけて24.2%増加すると予測されます。



ハイドロフルオロカーボン(HFC)排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

(4) 森林による吸収量

植物には、光エネルギーを利用して大気中の二酸化炭素を吸収し、炭水化物として固定する光合成と呼ばれる機能があります。この吸収力は、樹木の成長期には大きく、成熟期には低下するため、適切な森林の保全・管理は地球温暖化対策としても非常に重要です。

1999年の本市における森林による二酸化炭素の吸収量は9,000トンで、温室効果ガスの総排出量の12.2%に相当する量です。しかし、今後、適切な森林の管理が行なわれない状況となると、森林の二酸化炭素吸収機能が保持されず、2010年における吸収量は1999年よりも減少する可能性があります。

富良野市における森林の状況(1999年度)

蓄積量(m ³)	伐採量(m ³)	生長量(m ³)	吸収量(t)
6,729,000	20,271	36,000	9,000

2 削減目標

(1) 削減目標設定の基本的考え方

地球温暖化対策は人類共通の課題であり、社会を構成する全ての主体が温暖化の現状や計画の進捗状況などの情報を共有しながら、共通の目標の達成に向けて取り組みを進める必要があります。

我が国はすでに「2010(平成22)年における温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)比で6%削減」という定量的な削減目標を掲げており、富良野市としても、温室効果ガスの排出及び吸収の実態やその特性などを勘案しながら、定量的な削減目標を設定することとします。

(2) 削減目標設定のための削減シナリオ

本計画の削減目標を設定するため、現時点で想定できる施策・取り組みのうち、温室効果ガス削減量を数値化することが可能なものについて、次の1～3に区分しました。

1. 国が推進する施策及び経済団体等が全国的規模で実施する予定の取り組み
2. 市が推進する施策
3. 市民・事業者に期待される取り組み

(市は普及啓発・支援施策などを通じて取り組みを誘導・促進)

また、3の「市民・事業者に期待される取り組み」については、今後「温暖化防止のための取り組みを新たに行う世帯・事業者の割合(実行率)」を、20%、30%及び40%と仮定し、それぞれに「2010年度における森林による吸収量」を加え、2010年度における温室効果ガスの削減量を試算し、シナリオ1～3として次のとおり取りまとめました。

3 温室効果ガス削減シナリオ

(1) 国が推進する施策及び経済団体等が全国的な規模で実施する予定の取組

「経団連環境自主行動計画」に基づく取組み(二酸化炭素)

電気事業連合会 1,928トン

(2010年度に、使用電気量1kWhあたりに排出される二酸化炭素の量を

1999年:0.357 → 0.3kg-CO₂/kWh程度 に低減するよう努める)

(2) 市が推進する施策

ごみの焼却廃止 3,601トン

地球温暖化対策推進実行計画の策定 458トン

(3) 市民・事業者に期待される取組

(市は普及啓発・支援施策などを通じて取組みを誘導・促進)

実行率:富良野市の2000年の全世帯数(10,221)・全事業所数(1,338)のうち、省エネ行動を実践する割合(%)を示しています。

実施率 施策・取組の内容	削減量(トン)		
	実行率 20%	実行率 30%	実行率 40%
家庭による省エネ行動等の実践	1,896	2,844	3,792
事業所による省エネ行動等の実践	285	428	570
合計	2,181	3,272	4,362

(4) 森林による吸収量

森林による吸収量 9,000トン

4 削減量の合計

1. 国が推進する施策及び経済団体等が全国的な規模で実施する予定の取組による削減量 1,928トン

+

2. 市が推進する施策による削減量 4,059トン

+

3 市民・事業者に期待される取組 2,181～4,362トン

市民・事業者の取組の内容	削減量(トン)		
	実行率 20% (シナリオ1)	実行率 30% (シナリオ2)	実行率 40% (シナリオ3)
合計	2,181	3,272	4,362

+

4 森林による吸収量 9,000トン

+

削減合計量 17,168～19,349トン

実行率 20% (シナリオ1)	実行率 30% (シナリオ2)	実行率 40% (シナリオ3)
17,168トン (1990年度比7.9%削減)	18,259トン (1990年度比9.5%削減)	19,349トン (1990年度比11.2%削減)

5 削減目標

(1)の基本的考え方を踏まえ、本計画における目標は削減シナリオの2によるものとし、市民、事業者、市が連携を図りながら温暖化対策に総力を挙げて取り組み、目標の達成を目指すこととします。

2010(平成 22)年度における富良野市の温室効果ガス排出量を、
1990(平成2)年度の排出量に比べて9.5%削減します。

5. 地球温暖化防止のための対策

1 対策の基本的な考え方

温室効果ガスの排出は、市民の日常生活や各種の事業活動など、あらゆる社会活動に起因することから市民・事業者・市の各主体が適切に役割を分担し、それぞれの立場から温暖化防止計画に取り組むことはもとより、各主体がパートナーシップによる連携を深めていく必要があります。

また、温暖化防止計画や施策を効果的に推進するためには、本道の温室効果ガスの排出実態や気候・風土を踏まえた取り組みを重点的に推進するとともに、温室効果ガスの削減に有効と考えられる各種の取り組みを合わせて総合的に推進していくことが重要です。

本計画における対策の基本的な考え方は次のとおりです。

- 富良野市の排出実態や地域特性に応じた施策を重点的に推進します
- 市民・事業者・市の主体的参加とパートナーシップにより取り組みを推進します
- 経済性にも配慮した取り組みを推進します

2 実施主体別の役割

各主体に期待される役割は次のとおりです。

(1) 市民の役割

- ・日常生活における温室効果ガス排出抑制
- ・地域における環境保全活動に関する情報の収集及び積極的な参加
- ・市が実施する温暖化対策への理解と協力

(2) 事業者の役割

- ・温暖化対策への積極的な対応
- ・事業活動により自ら排出する温室効果ガスの排出抑制
- ・環境配慮型製品等の開発・使用
- ・地域における環境保全活動に関する情報の収集及び積極的な参加
- ・市が実施する温暖化対策への理解と協力

(3) 市の役割

- ・温暖化防止のための施策の推進
- ・市民・事業者等への情報提供・活動支援及び普及啓発
- ・国や道と連携した施策の推進
- ・温暖化防止に向けた率先実行

3 実施主体別の取り組み・施策

各主体の役割を踏まえ、市民・事業者・市のそれぞれが推進する温暖化防止のための取り組み・施策は次のとおりです。

(1) 市民の取り組み

1世帯が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量として示しました。

(C-kg/世帯・年)

買う

○買うもの

不要なものの購入を1万円分控える	5.2
あまり必要でない情報をFAXで取り寄せない	0.2

○住宅づくり

カーテンやブラインドなどを上手に使用して冷暖房効果を高める	2.9
ペアガラスなどを導入し、住宅の開口部を保温構造化する	15
太陽光発電を導入する(参考)	
(一戸あたり3KWの太陽発電システムを導入した場合)	(386.5)

使用する

○電気・ガス・水・燃料を大切に使う

ガス

炎が鍋底からはみ出さない火加減にする(コンロ)	2.4
野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する(ガスコンロとの比較)	10.6

家電の使用

エアコンのエアフィルターは2週間に1回程度掃除する	9.5
衣類乾燥機(1200W、4.5kg)は量をまとめて使う(年100日)	1.4
天気が良い日は乾燥機を使わない	12.8
ミニコンポなどのオーディオの主電源を切る	0.5
テレビ(140W29型)を長時間見ないときは主電源を切る	1.3
テレビの視聴時間の短縮(1日1時間消す)	4.7
省エネルギー型テレビを使用する	5.4
洗髪後のドライヤーの使用時間を3分短縮する	1.3
ビデオの主電源を切る	0.1
省エネルギー型ビデオデッキを使用する	3.4
季節に合わせて便座暖房の温度調節をする(温水洗浄便座)	3.76
就寝時に暖房便座のスイッチを切る	9.7
洗濯物をまとめて洗う	2.6
掃除機のフィルターをこまめに掃除して、効率を高める	1.8

掃除機をかけるまえに部屋を片づける	3.6
省エネルギー型冷蔵庫を使用する	16.9
壁から適切な間隔で設置する(冷蔵庫)	7
冷蔵庫に食品を詰め込みすぎないようにする	2.6
冷蔵庫の開閉を1日10回少なくする	2
炊飯器の保温時間を1日7時間減らす	22.3
電気ポットを長時間使用しない時はコンセントからプラグを抜く	10.84
電子レンジでの解凍を自然解凍にする	2.3
照明	
センサー付きの照明を導入する	5.8
照明をこまめに消灯	3.8
人のいない部屋で照明のつけっぱなしをやめる	3.6
電球型蛍光灯ランプに付け替える(54Wの白熱電球から15Wの電球型蛍光灯ランプに交換した場合)	10.2
節水	
食器洗いは、流しっぱなしだと110リットル、ため洗いだと20リットルで済む	10.5
節水コマを取り付けると、流し洗い1分間1分間で約6リットルの節約	3.5
洗顔・歯磨きでの水の流しっぱなしをやめる	1.8
洗車はホースだと100リットル使用、バケツだと30リットルで済む	0.3
必要がない水まきをやめる	0.9
風呂の残り湯を洗濯に利用する	0.8
湯沸し	
3分間／日、お湯の出しっぱなしを止める(ガス給湯器)	3
シャワーのお湯を流したままにしない(風呂給湯器)	3.2
家族が続けて入浴する	18
食器洗いの温度を40℃から30℃に下げる	19.8
太陽熱温水器を導入する	77
風呂を沸かしすぎない	12.5

冷暖房	
暖房温度を20度以下に設定	31.7
暖房器具の使用時間を1時間短縮	44.1
エアコン(冷房)の設定温度を1℃上げる	5.4
エアコンの使用を1日2時間短くする(冷房)	6

外出する

(1台が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量で示しました。)

(C-kg/台・年)

○自動車を効率よく使う	
1日5分、不要なアイドリングをやめる	12.7
タイヤの空気圧を適正にする	9.65
急発進・急加速をやめる	22.5
自動車の利用を減らす(2週間で60分)	30.1
車に無駄なものを積まない	3.1
燃費の良い自動車を使用する	264.9
○公共交通機関を利用する	
自家用車でレジャーなどをバスにする(1回100km・5回)	26.6
自家用車で通勤・通学を 週1回バスにする(往復10km・週1回・52週/年)	27.7

ごみを出す

○ごみを減らす・リサイクルを徹底する	
アルミ缶を1日1本リサイクルに出す	18.3
ガラスビンを3日で1本リサイクルに出す	3.6
スチール缶1日1本をリサイクルに出す	3.7
ペットボトルを3日1本をリサイクルに出す	2.4
食品トレーを1日1枚リサイクルに出す	0.7

知識や意識を高める

○温暖化問題への理解を深める

推進するために

○地域における環境保全活動に参加する

(2) 事業者の取り組み

1事業所が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量として示しました。
(C-kg/事業所・年)

購入する

○省エネルギー機器・商品・システムの選択

パソコンを購入する時は、液晶型モニターのものを選ぶ	4.7
照明をHfインバータ照明にする	2.3
建物へのHfインバータ照明+高効率ルーバー・反射板を導入する	4.2
センサー付き照明を導入する	67.0
非常口誘導灯を高輝度誘導灯に換える	10.5
最新の照明器具、空調機器、外壁などに対して、最新の省エネルギー技術の導入を図る	8.4

○再生品・エコマーク商品など環境配慮型製品の選択

○低公害車・低燃費車の選択

○環境負荷の少ない燃料(エネルギー)の調達

○簡易包装された商品の選択

○環境に配慮した原材料の選択

作る・売る

○製造プロセス、流通、販売の各段階において環境に配慮した製品づくりや販売
排熱や未利用エネルギーの有効利用
輸送の合理化・輸送方法の工夫
簡易包装の推進

○省エネルギー・リサイクル・廃棄を考慮した製品の生産

建物・施設を建設・維持管理する

○ビルの高断熱・高气密など省エネルギーに配慮した設計

○新エネルギーの導入 (参考)

事業所の建物等に太陽光発電システムを設置する (20.8)

事業所の建物等に太陽熱温水器を設置する (20.8)

○ビルのコージェネレーションシステムの導入

○工場等の敷地内及び屋上の緑化

使用する

○電気・ガス・水・燃料を大切に使う

節電(照明の適正化・スイッチの適正管理)

昼休みに消灯する 1.2

昼休みにパソコンの電源を切る 0.9

冷暖房

エアコン(暖房)の設定温度を適正化する	1.9
エアコン(冷房)の設定温度を適正化する	0.4
エアコン(暖房)の使用時間を1時間短縮する	0.07
エアコン(冷房)の使用時間を1時間短縮する	0.02
カーテンやブラインドを上手に利用し冷暖房効果を高める	0.4

○紙の使用量の抑制

コピー用紙の利用を効率化(両面コピー、裏紙利用)する	0.8
リサイクル活動を推進する	73

○自動車を効率よく使う

(C-kg/台・年)

エコドライブの実践

急発進を10回/日減らした場合(ガソリン車)	30.9
急発進を10回/日減らした場合(ディーゼル車)	34.6
急加速を10回/日減らした場合(ガソリン車)	30.9
急加速を10回/日減らした場合(ディーゼル車)	34.6
空ふかしを10回/日減らした場合(ガソリン車)	15.4
空ふかしを10回/日減らした場合(ディーゼル車)	17.3
アイドリングを5分/日減らした場合(ガソリン車)	18
アイドリングを5分/日減らした場合(ディーゼル車)	20.2
タイヤを適正な空気圧にした場合(ガソリン車)	33.5
タイヤを適正な空気圧にした場合(ディーゼル車)	37.5

不要不急時の自動車利用の自粛

ごみを出す

- 廃棄物の発生を抑える
- リサイクルの推進
- 出荷・販売等に際しての梱包に関する配慮
- 廃棄物の適正な処理
 - 自動車等フロンを使用しているものの廃棄時には、フロン回収推進
 - 協力店へフロンの回収を依頼する
 - 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等による適正処理

知識や意識を高める

- 温暖化問題に関する研修や情報提供の積極的な実施
- 北海道地球温暖化防止活動推進センターなどを活用した環境情報の収集
- ISO14001 などの環境管理システムの導入

推進するために

- 環境部門の組織体制の充実

(3) 市が取り組む施策の概要

市は、計画の目標を達成するため、温室効果ガスの削減に寄与する各種の施策を排出(吸収)部門別に施策を整理し、これらの施策を国や道、市民・事業者等との連携を図りながら推進します。

また、これらの施策のうち、特に重要と考えられる施策を「計画の重点施策」として位置づけます。

施策の概要

二酸化炭素 (CO₂) の排出抑制対策

エネルギー転換部門

- ・自然エネルギーの活用

産業部門

- ・省エネルギー・省資源対策の促進
- ・自然エネルギー・未利用エネルギーの活用
- ・省資源・省エネルギーに関する啓発活動

民生部門

- ・省エネルギー・省資源対策の促進
- ・省エネルギー型の都市基盤の整備
- ・自然エネルギーの活用
- ・省資源・省エネルギーに関する啓発活動
- ・観光客に対しての環境保全活動の啓発

運輸部門

- ・公共交通機関・自転車の利用促進
- ・環境にやさしい物流システムの構築
- ・低公害車・低燃費車の導入の促進
- ・エコドライブの推進
- ・自動車利用の合理化

廃棄物部門

- ・ごみの減量化
- ・ごみの分別収集
- ・ごみの資源化・リサイクル

二酸化炭素以外の
温室効果ガス排出抑制対策

メタン(CH₄)の排出抑制対策

- ・農業における対策
- ・廃棄物対策

一酸化二窒素(NO₂)の排出抑制対策

- ・二酸化炭素と同様の対策
- ・農業における施肥形態の改善の促進

代替フロン等(HFC、PFC、SF₆)の排出抑制対策

- ・フロンの回収・破壊処理の推進及び事業者の脱フロン対策の促進
- ・事業者の漏洩防止対策の促進

森林等による二酸化炭素吸収固定源対策

- ・森林の保全・回復及び緑化
- ・森林の保全に関する啓発活動

共通的・基盤的施策

- ・行政の率先的な環境保全活動の推進
- ・資源やエネルギーに対する監視体制の整備
- ・省資源・省エネルギー・地球環境の保全に関する啓発活動
- ・パートナーシップ・ネットワークの構築
- ・環境保全活動に対する支援体制の整備

ア 二酸化炭素(CO₂)排出抑制対策

温室効果ガスに占める二酸化炭素の割合は 90.0%となっており、二酸化炭素の排出を抑制することは極めて重要です。

二酸化炭素の排出は、各種の事業活動をはじめ、1人ひとりの日常生活に密接に関わっているため、私たちのライフスタイルを見直すとともに、省エネルギー対策を中心とした各部門における取り組みを推進します。また、新エネルギーの導入など温室効果ガスの排出の少ない燃料への転換を積極的に進めます。

(ア)エネルギーの利用

a エネルギー転換部門

自然エネルギー等の導入

・環境負荷の少ない太陽エネルギー・雪エネルギーなどについての活用検討・導入

b 産業部門

省エネルギー・省資源対策の促進

- ・工場等における省エネルギー・省資源対策の促進
- ・工場等における省エネルギー型生産システムや機器の導入の促進
- ・建設業における環境負荷の少ない建設機械の使用の促進
- ・農業用廃プラスチック類の適性処理及び新素材資材の利用の推進

自然エネルギー等の導入

・工場等における太陽エネルギー・雪エネルギーなどについての活用検討・導入

省資源・省エネルギーに関する啓発活動

- ・ISO14001 などの環境管理システムの導入促進
- ・省資源・省エネルギーに関するパンフレットなどの配布、イベントの開催

c 民生部門

省エネルギー・省資源対策の促進

- ・家庭・事務所等における省エネルギー・省資源行動、環境配慮型製品の購入、省エネルギー型機器の導入の促進
- ・住宅やビルなど建築物の高断熱・高气密化の促進

自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

- ・家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱温水器など環境負荷の少ないエネルギーの利用の促進

省資源・省エネルギーに関する啓発活動

- ・ISO14001 などの環境管理システムの導入促進
- ・観光客に対しての環境保全活動の啓発

d 運輸部門

公共交通機関・自転車・徒歩の利用促進

- ・パークアンドライドなどによる公共交通機関の利用促進
- ・徒歩・自転車利用の推進

環境にやさしい物流システムの構築

- ・共同輸配送システムの促進
- ・低公害車・低燃費車の導入の促進
- ・エコドライブの推進
- ・アイドリングストップ等の推進

(イ)エネルギーの利用以外**a 廃棄物部門**

ごみの減量化

- ・家庭や事業所が行うごみの減量化や再資源化の取り組みに対する支援
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、事業者による再生資源の利用、製品の長寿命化などの促進
- ・生ごみなど有機性廃棄物の資源化の促進

ごみの分別収集

- ・分別の徹底などによる、更なる資源化処理の実施

ごみの資源化・リサイクル

- ・事業者間、市民・事業者間の連携による再資源化・再利用の促進

イ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制対策

温室効果ガスに占めるメタン、一酸化二窒素、代替フロン等の割合は、二酸化炭素と比較して小さいものとなっていますが、①富良野市のメタン排出量の占める割合が全国平均と比べて高いこと、②一酸化二窒素の排出量は増加傾向にあること、③代替フロン等の排出量は急増することが見込まれることなどから、これらのガスについても、排出抑制のための対策を進めます。

(ア)メタン(CH₄)

農業における対策

- ・家畜の飼養管理・飼料給餌の改善や家畜ふん尿の堆肥化等の促進
- ・水田における適正な水管理及び有機質肥料の適正な施用の促進

廃棄物対策

- ・家庭や事業所が行うごみの減量化や再資源化の取り組みに対する支援
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、事業者による再生資源の利用、製品の長寿命化などの促進
- ・生ごみなど有機性廃棄物の資源化の促進
- ・分別収集の促進

(イ)一酸化二窒素(NO₂)

二酸化炭素と同様の対策

農業における施肥形態の改善の促進

(ウ)代替フロン等(HFC、PFC、SF₆)

フロンの回収・破壊処理の推進及び事業者の脱フロン対策の促進

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」及び「北海道フロン回収・破壊処理システム」による、フロンの回収・破壊処理の推進

事業者の漏洩防止対策の促進

ウ森林等による二酸化炭素吸収固定源対策

大気に排出された二酸化炭素を森林等の樹木により吸収・固定するなどの対策を進めます。

森林の保全・回復及び緑化

- ・市有林の造成・公共施設の緑化
- ・民有林の育成
- ・森林整備担い手対策
- ・市民が造る森の造成

森林の保全に関する啓発活動

エ共通の・基盤的施策

温暖化対策の全体に関わる施策や、各ガスの削減のために共通の施策を総合的に推進します。

行政の率先的な環境保全活動の推進

- ・「地球温暖化対策推進実行計画」に基づく地球温暖化排出ガス排出削減の推進

資源やエネルギーに対する監視体制の整備

省資源・省エネルギー・地球環境の保全に関する啓発活動

- ・省エネルギー技術や新エネルギー等に関する活用
- ・住宅やビルなど建築物の高断熱・高气密工法等の省エネルギー技術の調査研究とその普及
- ・環境配慮型製品に関する積極的な情報提供
- ・新聞、テレビ、ラジオ、道広報紙等による積極的な広報
- ・インターネット、環境白書等を活用した環境情報の提供
- ・温暖化防止に関する各種イベントや研修会等の開催

パートナーシップ・ネットワークの構築

環境保全活動に対する支援体制の整備

- ・「地球温暖化対策推進実行計画」に基づく地球温暖化排出ガス排出削減の推進
- ・省エネルギー・新エネルギー、廃棄物減量化・リサイクル、環境配慮型製品に関連する技術開発等を行う事業者への支援
- ・市民・民間団体等が行う環境保全活動に対する支援

オ 市の地域特性に応じた重点施策

本計画を推進する上で、特に重要と考えられる次の4つの施策を「計画の重点施策」とします。

(ア) 自動車の利用に関する対策の総合的推進

富良野市では、自動車の利用に由来すると見られるガソリン・軽油の利用による二酸化炭素排出量が全温室効果ガス排出量の約 27%を占めるなど、大きな割合を占めています。公共交通機関及び自転車の利用を促進し、自動車の利用の合理化を図ると同時に自動車を利用する際のマナーを見なおすことは、市の温暖化対策に大きく貢献すると考えられます。市は、自動車の利用に関する対策を検討すると同時に、その普及を積極的に推進します。

(イ) 廃棄物対策の総合的推進

富良野市では、全国に先駆けて RDF の製造及びコンポスト化を行うなど、ごみの資源化に積極的に取り組んできました。今後も更なる資源化を進めるとともに、ごみの減量化についても積極的な対策を講じます。

(ウ) 住宅など建築物の高断熱・高気密化の推進

富良野市では、暖房に由来すると見られる灯油の利用による二酸化炭素排出量が全温室効果ガス排出量の約 31%を占めるなど、大きな割合を占めており、住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化に関する技術は市の温暖化対策に大きく貢献する可能性があります。

市は、高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進します。

(エ) 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進

富良野市は東大演習林、国有林、道有林、市有林、民有林からなる広大な森林を有しています。森林面積は市全域の 71%を占めており、二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献しています。逆に、市街地に関しては緑が少ない状況であり、市民の緑化への要求が高くなっています。

市は、森林の保全や市街地の緑化を総合的に推進し、そのために必要な施策を展開していきます。

第2節 市の事務・事業に関する地球温暖化防止行動計画

1. 基本的な考え方

1 策定の目的

私たちの豊かな消費生活は、石油や木材などの資源を消費することによって成り立っており、この問題の解決のためには、私たち一人ひとりが、人と環境とのかかわりについて深く認識し、日常生活や事業活動において、環境保全のための自主的、積極的な取り組みを進めることが何よりも求められています。

市では、法律に基づく「地球温暖化対策に関する基本方針」に則して、「市の事務・事業に関する地球温暖化防止行動計画」を策定し、市が実施する全ての事務・事業について、温室効果ガスの排出の抑制など主に地球温暖化対策の観点からその推進を図ることを目的とします。

2 行動計画の方針

市は、行政活動により相当量の温室効果ガスを市内で最も多く排出する事業者・消費者といえます。このため、市の事務・事業を通じ率先して資源・エネルギーを節約し、ごみの減量化・リサイクルなど温暖化対策を実行するとともに、地域社会への啓発・普及を意識して職員1人ひとりが行動します。

3 対象期間

行動計画の対象期間は、平成14年度(2002年度)から平成18年度(2006年度)までの5年間とします。また、基準年度は、計画策定時点において、温室効果ガス排出量を算定するためのデータ収集が可能である最新年度(平成12年度)としました。

4 対象範囲

行動計画の対象範囲は、市の機関が行う全ての事務・事業とし、外部に委託して実施するものを除きます。

2. 市の事務・事業における削減目標

1 削減目標

温室効果ガスの総排出量を平成18年度には、平成12年度(基準年度)の総排出量(7,335トン)に対して6.2%の削減を目標とします。

2 取組目標

(1) エネルギー等の使用量の削減

- ・電気使用量を5%削減する。
- ・燃料使用量を10%削減する。(ボイラーなどは5%削減、但し、RDFは100%削減)
- ・ガス使用量を5%削減する。
- ・自動車走行量を効率利用により5%削減する。
- ・一般廃棄物焼却量を100%削減する。

(2) 環境に配慮した事務用品等の購入・使用

- ・グリーンマーク商品やエコマーク商品など環境配慮型商品を優先的に購入する。
- ・用紙類の使用を抑制し、資源の有効利用を進める。
- ・事務用品等の長期利用や再利用を実践する。
- ・通常の事務事業に用いる公用車の更新、新規購入時には、原則として、低燃費、低公害車を導入する。

(3) 廃棄物の排出抑制

- ・ごみ排出量の20%削減を目指し、排出量を把握するとともに減量化を図る。

(4) 建築物の建設、管理

- ・建築物の建設、管理にあたっては、設計・施工段階から環境配慮の取り組みを検討し、施設の規模、用途、利用形態等に応じた省エネルギー対策を実施する。

(5) その他

- ・ごみ処理や水道事業等の管理・運営にあたっては、効率的なエネルギー使用など資源の有効利用や省エネルギーに努める。

3. 市が率先して行う取組

1 財やサービスの購入・使用に関する取り組み

- ◎ 昼休みの消灯、適切な冷暖房使用など電気の節約に努める。
 - ・廊下などの消灯を徹底する。
 - ・冷暖房の温度管理を徹底する。(冷房は 28℃、暖房 20℃を目安に)
 - ・冷暖房時にカーテン、ブラインドを有効に活用する。
 - ・ワープロ、パソコンの電源のつけっ放しをやめる。
 - ・ノー残業デーを推進する。
 - ・フロアー、ルーム点灯でなく必要部分の点灯に心がける。

- ◎ ガス、灯油(重油)など燃料の節約に努める。
 - ・湯沸かし器の口火はこまめに消す。
 - ・ガスコンロの熱を効率よく使う。
 - ・冷暖房の温度管理を徹底する。(冷房は 28℃、暖房 20℃を目安に)
 - ・冷暖房時にカーテン、ブラインドを有効に活用する。
 - ・自然通風の活用など機械設備に頼らない快適環境づくりを推進する。

- ◎ 環境に配慮した車の運転や省エネルギー運転を推進する。
 - ・マイカー通勤を自粛する。
 - ・ノーマイカーデーを推進する。
 - ・気配り運転でガソリンを節約し、環境に負荷を与えない運転を心がける。
 - ・アイドリング・ストップ運動を実践する。
 - ・出張時には、公共交通機関の利用に努める。
 - ・低公害車の導入など、窒素酸化物排出量のより少ない車へ切り替える。
 - ・自動車の運行前点検など車両整備に努める。

- ◎ 水利用の合理化や節水に努める。
 - ・水の流しっ放しをやめる。
 - ・洗車、洗濯などの水の使い方を工夫する。

- ◎ 事業活動における排水対策を進める。
 - ・流し台には細かい目の網などを備え、調理くずなどを流さないようにする。
 - ・古くなった食用油を流さないようにする。
 - ・洗剤は正しく計って使う。
 - ・石けんや無りんの環境にやさしい洗剤を使う。
 - ・洗車などで、油を流さないように注意する。

- ◎ 使い捨て製品や無駄なものを購入しない。
 - ・無駄なものを購入しない。
 - ・購入した物品を長く使用する。
 - ・使い捨て商品を使用しないようにする。
 - ・過剰包装を辞退する。

- ◎ 会議資料の両面印刷などにより、文書量を減らす。
 - ・会議資料は、できる限り簡素化する。
 - ・印刷物は、両面印刷を徹底する。
 - ・縮小印刷などの工夫で、紙の使用量を削減する。
 - ・伝票、届出様式などの印刷物は、年間使用量を的確に把握し、適切な管理をする。(規格の統一、在庫数量の把握、必要部数のみ印刷)
 - ・事務手続きの簡素化を進め、文書量を削減する。
 - ・資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルの活用を徹底する。
 - ・役割の終了した片面印刷物の有効利用をはかる。(試し刷、メモ)
 - ・コピーミス、OA機器によるミス印刷をなくす。
 - ・使用済封筒の再利用を徹底する。

2 建築物の建設、管理などに関する取り組み

- ◎ 公共施設などを整備する際には、環境に配慮した設計を行う。
 - ・効率的な空調システムを採用する。
 - ・省電力照明機器を採用する。
 - ・断熱材を使用することにより、省エネルギー化を図る。
 - ・節水機器を採用する。
 - ・雨水を活用する。
 - ・地元産材(特に間伐材)を活用する。
 - ・地域の景観に配慮する。
 - ・施設内の緑化に配慮する。
 - ・解体時の廃棄を考えた、素材や部材を使用する。

- ◎ ごみの分別排出、古紙などのリサイクルを進める。
 - ・資源回収の対象・対象外の区分を身につける。
 - ・古紙については、新聞・広告類、雑誌類、廃棄文書、重要文書等に区分し、所定の廃品庫を利用して回収を徹底する。
 - ・びん、缶などの資源物と資源にならない不燃物を明確に区分し、分別排出が円滑に実施できるよう協力する。
 - ・ペットボトル、白色トレイなどの資源回収を徹底する。

3 その他の事務・事業に関する取り組み

- ◎ 国・道の環境保全施策に協力するとともに、市民活動などを支援する。
 - ・「北海道地球温暖化防止計画」「北海道環境基本計画」などの環境保全活動に協力する。
 - ・環境美化、ごみ減量化、資源リサイクルなどの市民による環境保全活動を支援する。
 - ・環境保全型企业活動に対する支援を進める。

- ◎ 環境行政に対し、全庁的な取り組みを進めます。
 - ・組織を活用し、環境問題への意識を高める。
 - ・計画目標を常に意識し、日常的に環境保全活動に努める。
 - ・環境講演会、環境研修会に積極的に参加する。
 - ・実践活動を家庭など日常生活の場へ持ち込む。
 - ・施設の利用・使用者への意識啓発に努める。

4. 行動計画の推進体制等

この計画が着実に実行されるためには、その推進体制の整備を図るとともに、計画の進捗状況を把握するための点検・評価体制の整備が最も重要となります。

このため、次のとおり計画の推進体制、点検体制の整備と職員に対する意識高揚に向けた研修体制の充実を図ります。

1 推進体制及び点検体制

(1) 推進体制

① 庁内地球温暖化対策推進会議

計画の具体的な進め方、進捗状況の把握、環境情報の収集・提供など地球温暖策に関する調査、研究、各部署の調整を進めるほか、進捗状況の収集など、点検・評価のための基礎資料をとりまとめる。

② 庁議

計画推進(見直し)の最終調整及び地球温暖化対策についての重要事項について調査、審議する。

③ 推進責任者・推進委員(部長・課長等監督者)

市長の計画決定(見直し)、推進方策を受けて推進委員及び所属職員へ指示・指導するほか、点検・評価のための進捗状況などの資料を作成する。

④ エコオフィス推進員

庁内地球温暖化対策推進会議及び推進責任者の指示・指導により、所属内職員への意識啓発を通じて計画実践活動を促す。

⑤ 所属職員

計画に従い、それぞれの立場から積極的に取り組む。

(2) 点検体制

① 市長

計画の決定として、進捗状況、推進方法の点検・評価を行い、必要に応じて指示・指導を行う。

② 富良野市環境審議会

計画及び推進方策、進捗状況に対して外部意見として聴取する。

③ 庁内地球温暖化対策推進会議

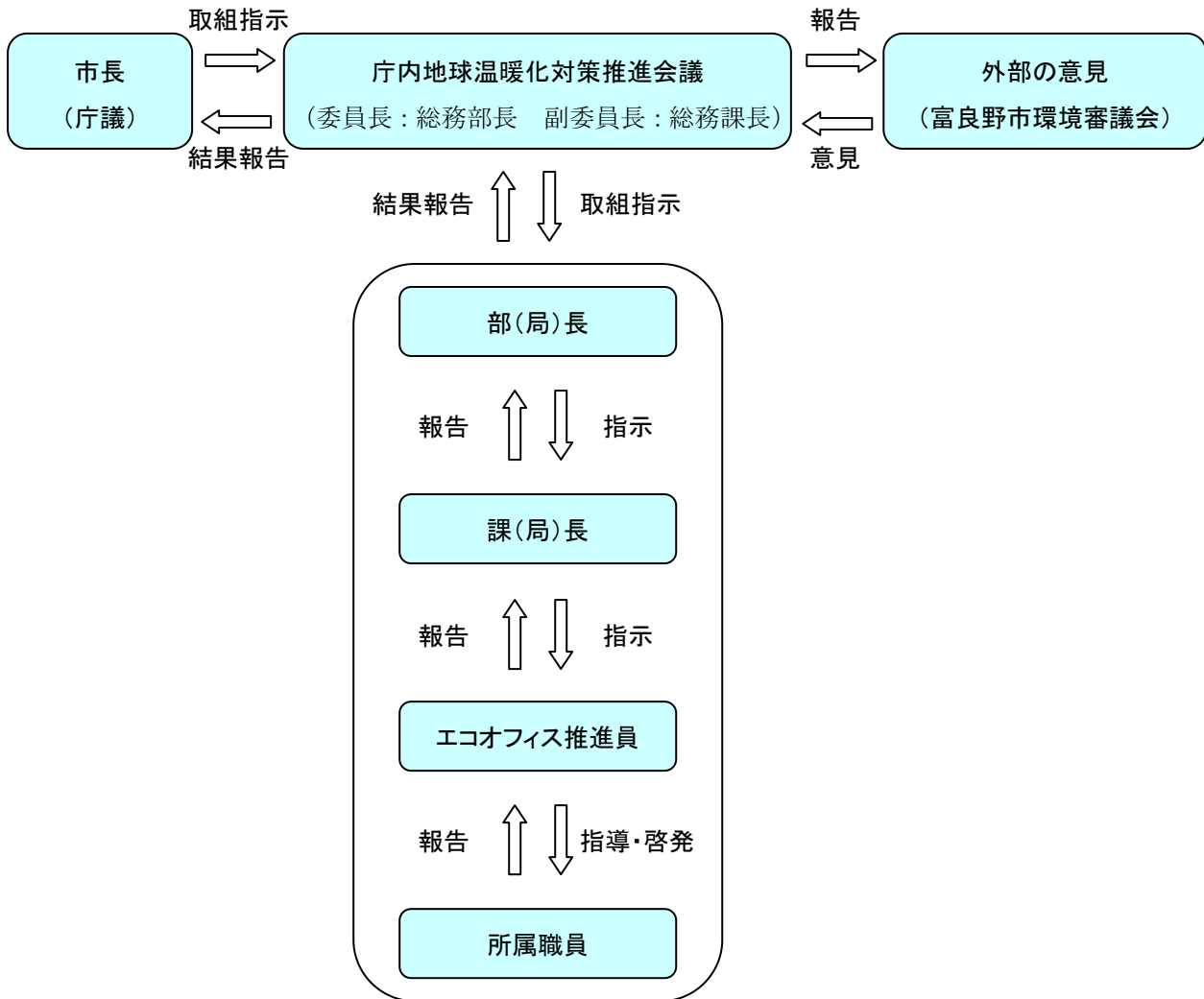
計画及び推進方策、進捗状況に対して内部点検、審査する。

(1)Plan

(2)Do

(3)Check

(4)Action



(1)Plan

(4)Action

- 計画決定(見直し)
- 計画・結果の公表
- 結果報告の確認
- 推進施策の検討・決定

(2)Do

○計画の推進・実行

- ・ 推進責任者(部・局長)
- ・ 推進委員(課・局長)
- ・ エコオフィス推進委員
- ・ 所属職員

(3)Check

○内部監査

- ・ 計画策定の検討・調整
- ・ 計画推進方策の検討
- ・ 取組実績報告点検・評価
- ・ 取組実績報告書作成

○外部意見

- ・ 計画内容の検討
- ・ 計画推進方策の検討
- ・ 取組実績報告の評価

2 職員に対する研修

職員研修において、温室効果ガス削減等、地球温暖化対策の意識向上に関する内容を積極的に取り入れ、職員の意識啓発を図ります。

- ・新規採用者研修、職位別研修
- ・監督者研修、内部監査員研修(派遣研修など)
- ・各種研修会、講習会の開催及び派遣による受講
- ・推進責任者研修
- ・エコオフィス推進委員研修
- ・各種団体が開催する研修、講演会への参加

3 実施状況の点検等

(1) 点検の方法

エコオフィス推進員は、各課(所・室・局・館)の取り組み状況及びエネルギー使用量等を把握し、別に定める様式により、事務局(財政課)に報告します。

(2) 評価・公表

事務局は、毎年度、エコオフィス推進員から報告のあった取り組み状況及び数値目標に関する数量等を取りまとめ、庁内地球温暖化対策推進会議に報告し、その結果を広報等で公表します。

(3) 計画の見直し

① 目標や取り組みの見直し

取り組みについては、その実施状況を踏まえ、実施状況が低いものについては、その理由を明らかにするとともに、実施率が高まるような工夫や、実施可能な取り組みへの変更などを行います。又、確実に実施されている場合には、新たな取り組み項目を検討します。

目標については、その達成度を踏まえ、達成度が低いものについては、達成に向けて新たな取り組みなど導入を検討するとともに、目標そのものに無理がなかったかを確認します。又、達成率が高いものについては、より高い目標や新たな目標を設定することが可能かどうか検討します。

② 運用の仕組みの見直し

運用にあたっての仕組みの見直しについては、それらのねらいが充足されているかを確認し、十分に機能していない仕組みがあった場合は、仕組みそのもの見直しを行います。更に、必要に応じて、推進責任者、所属職員などからヒアリングするなどして、運用の仕組みの見直しを図るための意見などを聴取します。